

令和7年度

一般廃棄物
処理実施計画

愛南町

1 目 的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法律」という。)及び愛南町廃棄物の適正処理及び清掃等に関する条例(以下「条例」という。)に基づき単年度ごとの事業計画を定めるものである。

2 期 間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 処理する廃棄物の種類

- (1) 一般廃棄物のうち一般家庭の日常生活に伴い排出される廃棄物(以下「家庭系ごみ」という。)
- (2) 一般廃棄物のうち事業活動に伴い排出される廃棄物で、産業廃棄物以外の廃棄物(以下「事業系ごみ」という。)
- (3) 一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物は、固形状で一般廃棄物の処理に支障のない範囲内のもので、町長が認める廃棄物
- (4) し尿及び浄化槽汚泥

4 排出禁止廃棄物(町が収集、処理しない廃棄物)の種類

- (1) 有毒性のあるもの
農薬、その他人体に有害なもの
- (2) 引火性、爆発性があるもの
消火器、プロパンガスボンベ等、各種スプレー、カセットボンベ等の残ガスのあるもの、灯油、ガソリン、シンナー等引火性のあるもの
- (3) 公衆衛生上好ましくないもの
動物の死体で、著しく腐敗や悪臭を発生し、処理困難物に当たるもの
- (4) 特別管理一般廃棄物
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第1条第1号、第2号、第3号及び第8号に規定する廃棄物
- (5) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)対象機器
テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機及び衣類乾燥機
- (6) その他
町長が処理困難物と認めるもの

5 一般廃棄物の排出の状況

(1) 排出量の現況と当該年度の排出予測				(単位：t)	
区分	ごみの種類			令和6年度 実績見込	令和7年度 見込量
家庭系	委託	可燃ごみ(プラスチック、トレイ含む)		3,885	3,827
		資源 ごみ	アルミ・スチール缶・びん	165	163
			ペットボトル	47	46
			不燃物類	117	115
			計	329	327
		小計		4,214	4,154
家庭・事業系	持込み及び直営	粗大	可燃性粗大	396	390
			不燃性粗大	59	58
			計	455	448
		直営 収集	新聞	46	45
			雑誌	97	96
			ダンボール	58	57
			廃乾電池	7	7
			廃蛍光管	3	3
			溶解処理文書	23	23
	計		234	230	
持込	新聞・雑誌等	21	21		
小計		710	699		
事業系	持込み・許可車	可燃ごみ(プラスチック、トレイ含む)		854	841
		資源 ごみ	アルミ・スチール缶・びん	3	3
			ペットボトル	0	0
			不燃物類	3	3
			計	6	6
		小計		860	847
その他	不法投棄(町内回収)		0	0	
	ボランティアごみ(回収と持込)		17	17	
	小計		17	17	
合計			5,801	5,717	
埋立	資源・粗大残渣・大塊物			28	28
	焼却灰(主灰・飛灰)			608	768
合計			636	796	
				(単位：kl)	
生活排水	汲取りし尿			9,016	8,881
	単独処理浄化槽			1,758	1,732
	農業・漁業集落排水施設			845	845
	合併処理浄化槽			2,530	2,492
合計			14,149	13,949	

(2) 一般廃棄物の処理主体

① ごみ

■ 収集運搬

◎ 家庭系ごみ（可燃及び資源）

委託とし、委託先は次のとおりとする。

委託業者名	運搬車両
(株) ネクステージ愛南	塵芥車(パッカー車) 9 台

愛南町ごみ出し心配なーし事業(ごみ出し困難者支援事業)の家庭系ごみ直営とし、直営部署は次のとおりとする。

部署名	運搬車両
愛南町環境衛生センター	軽自動車(貨物) 1 台

◎ 家庭系粗大ごみ

排出者による直接搬入又は許可業者による搬入とする。

家庭系粗大ごみ収集運搬業の許可は、町長が別に定める基準により許可するものとする。

◎ 事業系ごみ

可燃ごみ、資源ごみとも排出者による直接搬入又は許可業者による搬入とする。この中で、医療機関等から排出される感染性一般廃棄物については、排出者の責任において感染性廃棄物の適正な処理業者に委託して処分するものとする。

事業系ごみ収集運搬業の許可は、町長が別に定める基準により許可するものとする。なお、当該収集運搬業許可業者数は3社とする。その車両は塵芥車(パッカー車)とし、各社1台の所有を条件とする。

また、運搬しようとする事業系ごみの飛散及び流出がなく、悪臭が漏れる恐れのないものを運搬する目的で、塵芥車以外の車両を所有しようとする場合においてのみ2台目の所有を許可する。

◎ 不法投棄ごみ

法律及び条例に基づき、回収義務のある投棄者及び排出者がその現場の改善を行うこととする。

前記の者が判明しないときは、所有者又は管理者が次の回収義務者となり、ごみは直接搬入を原則とする。

■ 中間処理

可燃ごみ及び資源ごみの中間処理は、宇和島地区広域事務組合環境センターの熱回収施設及びリサイクルセンターにおいて実施する。

事業系ごみのうち、再生利用が可能な木くずや除草材(以下「木くず」という。)を処理しようとする場合において排出者は、一般廃棄物処理業許可業者に委託することができる。

■ 最終処分

飛灰及び主灰、大塊物、不燃残渣は、最終処分場にて埋立処分する。

② し尿及び浄化槽汚泥

■ 収集運搬

排出者(依頼主)と一般廃棄物処理業許可業者との契約に基づき、当該許可業者が随時収集し、宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センター(以下「汚泥再生処理センター」という。)へ搬入するものとする。し尿及び浄化槽汚泥収集運搬業の許可は、町長が別に定める基準により許可するものとする。なお、許可車両については、21 台以内とする。

■ 中間処理

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理は、宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センターにおいて処理する。

6 ごみ処理実施計画

(1) ごみ減量化及び再資源化計画

① 排出抑制の方法

■ 分別の徹底及び分別収集の取組

容器包装リサイクル法の分別基準に適合するよう資源ごみ分別収集の徹底に向けて取り組む。

■ ごみの堆肥化の推進

厨芥類を堆肥化するコンポスト、電気式生ごみ処理機等の普及、啓発を行い、ごみの減量化、堆肥としての再資源化の促進を図る。

② 再資源化の方法

■ 家庭系ごみ

分別収集により、ペットボトル、金属類、ガラス、古紙等の再資源化の促進を図る。また、庭木の剪定枝や木くずについては、一般廃棄物処理許可業者に委託し、パルプ用チップ及び燃料等への資源化の促進を図る。

■ 事業系ごみ

事業者は、事業系ごみを分別するとともに、自主的にごみの減量及び再資源化を図る。

■ 廃食用油の回収

一般家庭から出される廃食用油を回収し、再資源化の促進を図る。

■ 使用済小型家電等の再資源化の促進

平成 25 年施行の小型家電リサイクル法に基づき、認定事業者など再資源化を適切に実施し得る者に引き渡す。

■ 焼却灰

焼却施設から排出される焼却灰等排出物をセメント化する。

(2) 収集運搬計画

① 家庭系ごみ

	ごみの区分	
	可燃ごみ	資源ごみ
対象区域	愛南町全域	同 左
排出容器	町指定袋(有料)	同 左
排出場所	町が指定するごみ集積場所	同 左
収集回数	3回/週	種別各1回/月
収集運搬時間	昼間作業	同 左

② 家庭系粗大ごみ

許可業者名	運搬車両	対象区域	収集運搬
(有)凝地	4台	愛南町全域	排出者と許可業者との契約に基づき、許可業者が随時収集運搬する。
(有)高平屋	4台		
(有)滝野産業	2台		

③ 事業系ごみ

許可業者	対象区域	収集運搬
(有)凝地	愛南町全域	排出者と許可業者との契約に基づき、許可業者が随時収集運搬する。
(有)高平屋		
(有)滝野産業		

(3) 中間処理計画

① 処分先及び公称能力等

■ 家庭系ごみ及び事業系ごみ

施設名	宇和島地区広域事務組合環境センター
所在地	宇和島市祝森甲 3799
形 式	全連続式ストーカ炉方式
公称能力	60 t / 24 h × 2 炉 (120 t)

■ 上記のうち資源ごみ

施設名	宇和島地区広域事務組合環境センター リサイクルセンター
所在地	宇和島市祝森甲 3799
処理方式	選別、破碎、圧縮、梱包、保管
公称能力	20 t / 5 h

■ 木くず

業者名	(有)凝地
所在地	愛南町中川 1661-1
処理方式	破砕処理
種 類	木くず・除草材
公称能力	破砕チッパー 598.4 t / 日 破砕タブグラインダー 203.2 t / 日 破砕タブグラインダー 334.2 t / 日

■ 動植物性残さ(貝殻)

業者名	(有)凝地
所在地	愛南町御荘長洲 1324-2
処理方式	破砕処理
種 類	動植物性残さ(貝殻)
公称能力	インパクトクラッシャー 4.776 t / 日

(4) 最終処分計画

① 処分先及び埋立能力等

■ 町有施設が埋立処分する一般廃棄物

施設名	愛南町環境衛生センター
所在地	愛南町大浜 1-26
埋立方式	セル式準好気性埋立構造
埋立面積	9,700 m ²
埋立容量	55,000 m ³

(5) その他

① 不法投棄未然防止活動

監視カメラと不法投棄巡視員のパトロールを実施し、不法投棄の未然防止を図る。

② 住民に対する広報啓発活動

環境学習会、広報及びかんきょうかわら版による広報啓発活動を積極的に実施する。

③ プラスチックごみ回収事業準備

令和8年度から拠点回収開始となるプラスチックごみについて、拠点回収の準備や住民への周知活動を実施する。

7 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

① 処理の目標

■ 農業集落排水及び漁業集落排水施設

事業種名	処理区名	稼動開始年度	接続率(%)
農業集落排水	和口処理区	平成 16 年度	78.4
	広見処理区	平成 13 年度	87.9
	御在所処理区	平成 7 年度	83.9
漁業集落排水	平瀬処理区	平成 11 年度	82.9
	家串処理区	平成 14 年度	73.8
	油袋処理区	平成 14 年度	58.7
	魚神山・網代処理区	平成 17 年度	80.0

■ PFI 手法による町営浄化槽整備推進事業

平成 22 年 10 月から民間の資金、技術力、創意工夫等を活用する PFI 方式を導入した町営浄化槽整備推進事業を展開しており、令和 2 年 4 月からは第二期事業を開始している。第二期事業においても、引き続き浄化槽の設置と維持管理を町が実施する町営浄化槽整備推進事業により、生活排水の適正な処理を促進し、住民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全の取組の充実に努める。

令和 3 年度より、事業の対象となる区域を愛南町の農業・漁業集落排水事業実施区域を含む全域の一般住宅（併用住宅を含む）とし、事業期間は 10 年間とする。

委託管理業者	業務内容
株式会社愛南 SPC	浄化槽設置・維持管理・使用料徴収業務

■ 合併処理浄化槽目標設置基数 (単位：基)

年度	5 人槽	7 人槽	10 人槽	計
令和 5 年度	60	16	4	80
令和 6 年度	60	16	4	80
令和 7 年度	60	16	4	80
計	180	48	12	240

■ 合併処理浄化槽本体設置に係る受益者分担金

人槽区分	分担金の額(税込)
5 人槽	79,400 円
7 人槽	99,000 円
10 人槽	130,500 円

■ 合併処理浄化槽使用料(月額)

人槽区分	使用料の額(税込)
5人槽	3,670円
7人槽	4,190円
10人槽	4,710円

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

① 収集運搬等計画

■ 収集運搬及び清掃

許可業者	廃棄物の種別	業務の範囲		対象区域
(株) 岩村電気水道	し尿及び 浄化槽汚泥	収集運搬	浄化槽 清掃	愛南町全域
(有) 尾崎商店				
(有) クリーン西海				
(有) 高平屋				
(有) 滝野産業				
愛南環境衛生協同組合		収集運搬		

■ 施設の概要

施設名	宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センター
所在地	宇和島市坂下津乙 69 番地 1
処理方式	高負荷膜分離処理＋高度処理
公称能力	220 kℓ／日（し尿 130 kℓ・浄化槽汚泥 90 kℓ）

(3) その他

住民に対する広報啓発活動

環境学習会、広報及びかんきょうかわら版による広報啓発活動を積極的に実施する。